

Kriyāsaṃgraha 所説の金剛界曼荼羅

乾 仁 志

I. *Kriyāsaṃgraha* (以下 KS) はネパール出身の Kuladatta によって作成された儀軌集で、とくにネパールで流行したものである。全体は八章からなり、第六章に金剛界曼荼羅儀軌が説かれている。この第六章には、(a)阿闍梨によって観想される曼荼羅と、(b)灌頂儀礼に用いられる曼荼羅の二つが存在する。KS では、前者に大曼荼羅が説かれ、後者に三昧耶曼荼羅が説かれている。本稿ではそのうち前者の(a)本尊瑜伽 (devāyoga) 段に説かれる金剛界曼荼羅諸尊を取り上げ、その主な特色について報告したい。

II. KS の本尊瑜伽段は主として Ānandagarbha の *Sarvavajrodāya* (以下 VU) の前行修法 (pūrvasevā) に基づいている。しかし、VU に対して KS には省略あるいは増広があり、両者は全同ではない。曼荼羅を構成する諸尊の記述に関しても若干相違するところがある。

まずマンドラ諸尊の構成について、KS ではつぎのように説かれている¹⁾。

§ 28	puṣpanyāsa	5 仏, 16大菩薩, 8内外供養, 賢劫16尊, 4 撰, 4 波羅蜜
§ 63	mudrāhankāra	5 仏, 16大菩薩, 8内外供養, 4 撰
§ 64	devatārūpa	5 仏, 16大菩薩, 8内外供養, 4 撰
§ 71	見マンドラ	金剛鉤より毘盧遮那まで
§ 73	五仏灌頂	5 仏
§ 85	bija	16大菩薩, 8内外供養, 4 撰
§ 86	cihna	金剛杵より鈴まで
§ 87	devatā	金剛薩埵より金剛入 (鈴) まで
§ 88	devatāsthāna	16大菩薩, 8内外供養, 4 撰
§ 91	samayamudrā	5 仏, 16大菩薩, 8内外供養, 賢劫16尊, 4 撰
§ 92	mudrālakṣaṇa	5 仏, 16大菩薩, 8内外供養, 賢劫16尊, 4 撰
§ 93	dharmamudrā	5 仏, 16大菩薩, 8内外供養, 賢劫16尊, 4 撰
§ 94	karmamudrā	5 仏, 16大菩薩, 8内外供養, 賢劫16尊, 4 撰
§ 95	mahāmudrā	5 仏, 16大菩薩, 8内外供養, 賢劫16尊, 4 撰
§ 102	諸尊の座	5 仏, 金剛薩埵等, 嬉等, 弥勒等, 金剛鉤等

(150)

Kriyāsaṃgraha 所説の金剛界曼荼羅(乾)

* § 103	座上の月輪	saptapañcāśa-(57)
§§ 112~116	五仏の出生	5 仏
§§ 117~152	諸尊の出生	16大菩薩, 4 波羅蜜, 8 内外供養, 賢劫16尊, 4 撰
§ 159	功德	5 仏, 16大菩薩, 8 内外供養, 4 撰
§ 160	mantra	5 仏, 16大菩薩, 8 内外供養, 賢劫16尊, 4 撰
§ 163	百八名讃	16大菩薩

これらを総合すると、いくつかのヴァリエーションが見られるものの、基本的には五仏以下の53尊によって曼荼羅が構成されているといえることができる。VUの前修行法に比較して、賢劫十六尊が加えられている点が異なっている。ただしKSには、§ 103にあげたように、諸尊の座の上に「57の月輪」を生起する箇所がある。Ānandagarbhaの *Tattvālokaḥ* (以下 TA) には、曼荼羅造壇法の説明中に内外の四門にそれぞれ四撰を画くとしていること²⁾、また *Niṣpannayogāvalī* (以下 NY) の金剛界曼荼羅の説明中でも、内側の楼閣の諸門においても四撰を観想すべきであるという異説があることから³⁾、この場合も同様の意図のもとに「57」にしたものと考えられる。

Ⅲ. つぎにこれら曼荼羅諸尊の性格を、尊名、位置、大印、羯磨印、身色、種字、三昧耶形の七項目にわたって検討したい。ここでは VU と共通する点であるが、一部注意された点についてのみ指摘するととどめたい。

〈尊名〉の用例の特色として、まず五仏は、通常文では Vairocana 等の名が用いられているのに対し、真言文では Vajradhātu 等の金剛名で呼ばれている点が指摘できる。すなわち阿闍には Vajrasattva、宝生には Vajjaratna、無量光には Dharmavajra、空成就には Karmavajra 等の名が用いられている。これらの名前は各四仏の四親近の筆頭菩薩の心真言名とほぼ同じである。『真実撰経』(以下 TS) では四仏の金剛名は明確ではない。しかし積タントラの『金剛頂タントラ』(以下 VS) では、各四仏の四親近の筆頭でもある金剛薩埵等の四転輪者と四仏は同体(異名)とされ⁴⁾、VU の真言文では四仏に対して同じ様な金剛名が用いられている⁵⁾。つぎに十六大菩薩は、§ 163の百八名讃を除いて、通常文と真言文に区別なく金剛名が用いられている。ただし十六大菩薩の場合、TS の金剛名には心真言名と灌頂名の二通りある。KS では通常文、真言文ともに心真言名を用いる方がどちらかと言えば一般的である。真言文に灌頂名を使用した用例も認められるが、比較的少ない。これらの用例の特色としては、菩薩のすがたを表わす大印を示す場合に灌頂名が用いられる傾向にあると言える。しかしその場合

も、阿闍の四親近である金剛薩埵等の4尊は、§§ 117~132の出生段以外、心真言名が使用されている場合がほとんどである。これらの用例も基本的にVUに準じている。四波羅蜜、八内外供養、四摂はTSでは真言名のみで灌頂名はない、VU、KSでも一部の例外を除いて基本的にTSの真言名に準じている。

〈位置〉については、§ 28と§§117~152に出ている。詳しい説明は省略するが、インドでは方位を示す東西南北が、同時に前後左右をも意味することは周知の通りである。KSでは、四隅の方位を示す用語があることから見て、基本的に東西南北という方位が採用されていると考えられるが、十六大菩薩に関しては前右左後を優先すべきであろう。なおこの中で、内の四供養の位置については、§ 28のように内輪の外に画く解釈と、§ 117のように内輪の内側に画く解釈がある。

〈大印〉は§ 95に記述されている。五仏については、さらに§§ 73, 102, 112, 116に毘盧遮那は四面であること、またこれら五仏は鳥獣座に乗ること、および身色について記述されている。また金剛薩埵については、§ 117に、右手は金剛杵、左手は金剛鈴をもつことが記述されており、VUとはほぼ同じである。

〈羯磨印〉は§ 94に記述されている。VUにそった記述であるが、四仏については無量光をのぞいて、左手は衣角を握って胸におくという記述が付加されており、この点はTAにはほぼ一致している。TSには、行者が諸尊を表示する方法として、大・三・法・羯の四種印が説かれている。この中、手印には三昧耶印と羯磨印の二種がある。三昧耶印は諸尊の本誓を示す三昧耶形を表わしたものであり、羯磨印は諸尊の行為を表わしたものである。大印は諸尊の尊容を示し、手による表示としては、とくに羯磨印と結びついていることが指摘されている。ただし、VU、KSにおいては、大印と羯磨印には少し相違点もある。五仏の場合、VUでは明記されていないが、KS（およびTA）では左手が一部相違している。また、とくに十六大菩薩以下の場合、VU、KSともに大印では三昧耶形（標幟）を持つものに対し、羯磨印は三昧耶形を持たないため、必然的に手の組み方も少し相違している。

〈身色〉については、五仏は§§ 73, 112に、十六大菩薩、八供養、四摂は§ 88に、賢劫十六尊は§ 148にそれぞれ記述されている。賢劫十六尊を除いて、VUに基づいた記述である。この中、五仏の身色はVŚの説によっているが、VŚの典拠になったのはTSの遍調伏品の授法の差別にある⁹⁾。

〈種字〉については§§ 28, 94, 160, 102の各真言の末尾に見えるものを考慮した。この中、KSでは毘盧遮那に対して、om vajradhātu hūṃ という真言に見

られるように, hūṃ という種字が用いられているのが特色である。この点は VU では明確ではない。これら五仏と十六大菩薩の種字の典拠は VŚ にある。TS では、諸尊にこのように定まった種字をあてるまでにはいたっていない。とくに毘盧遮那の種字が明確でなく、また金剛薩埵には āḥ を対応させている。なお『略出経』以来、わが国で一般的になっている毘盧遮那の vaṃ の由来については不明であるが、VU にも同様の記述があり⁹⁾、インドに由来することは間違いないであろう。

〈三昧耶形〉については §§ 63, 117~152の真言中の記述を考慮した。各諸尊の三昧耶形については、本尊瑜伽段の後に説かれる曼荼羅造壇法の中に三昧耶曼荼羅の詳しい記述もある。ただし TS と KS では一部異なる。とくに毘盧遮那の三昧耶形は TS が仏塔であるのに対し、KS は金剛杵である。金剛杵とするのは、VŚ に典拠があるが、*Vajrāvālī* (以下 VA) でも採用されている⁹⁾。

Ⅶ. VU に典拠を見出せない点について一部指摘しておきたい。前述したように、賢劫十六尊は VU の前行修法には説かれない。TA には最勝羯磨王の箇所「弥勒等」と出ているから⁹⁾、賢劫十六尊を含む考えもあったかもしれない。しかし VU や TA の曼荼羅造壇法には、いずれも VŚ に指摘されている四部分けに従っており¹⁰⁾、各十六尊独自の性格については言及を避けている。それに対し KS では、賢劫十六尊はそれぞれ独自の性格(三昧耶形)をもち、この点は VU や TA には典拠がない。KS の賢劫十六尊は新旧二本の『悪趣清浄軌』のうち新訳とされる『九仏頂軌』¹¹⁾の影響を受けた可能性もある。ここに指摘した七項目についても、若干の相違点が認められるものの、両者はほぼ同じ内容を有している。

つぎに VU に典拠を見出せないものに四摂がある。§§149~152には四摂の各真言があげられているが、例えば金剛鉤の真言に om vajraṅkuśakrodharāja-svabhāvo 'haṃ とあるように、KS では四摂は忿怒尊として明記されている。金剛界曼荼羅の遺品の中で、四摂を忿怒尊とする代表的なものに、インド西北部のスピティ地方にあるタボ寺大日堂の立体曼荼羅(塑像)¹²⁾と、インドネシアのガンジクで発見された立体曼荼羅(ブロンズ像)がある¹³⁾。これらの遺品に見られる四摂の特色は、順に展右、展左、蹲居、蹲居というスタイルを取っている点にある。KS の本尊瑜伽段では、四摂のスタイルは明らかでないが、実は本尊瑜伽段のあとに説かれる曼荼羅造壇法の中に、これらの遺品と共通する記述がある。すなわち土地の浄化につづく、障魔を排除する儀礼の中の一節に、東方インドラ

に対して、金剛鉤の忿怒の我慢に入って、展右 (ālīḍha) の姿勢をとり、南方ヤマに対して、金剛索の忿怒の我慢に入って、展左 (pratyālīḍha) の姿勢をとり、西方ヴァルナに対して、金剛鎖の我慢に入って、ヴァイシャーカ歩 (vaiśākapaḍa) をとり、北方クペーラに対して、金剛鈴の我慢に入って、マンダラ歩 (maṇḍala-paḍa) をとることが説かれている¹⁴⁾。それゆえ本尊瑜伽段に説かれる四摂の忿怒尊はここに典拠が求められることになる。TS でも、降三世マンダラに忿怒尊の四摂が現れるが、それらは Ānandagarbha も規定しているように、すべて展左が基本であり¹⁵⁾、KS やこれらの遺品に対する直接の典拠にならない。ただスタボ寺の四摂の身色は Ānandagarbha の説に一致する。おそらく灌頂儀礼の中で、曼荼羅を造壇するにあたって、障魔を排除する儀礼として導入された歩行法のうち、代表的な四種がしだいに四摂と結びついて、曼荼羅の尊格表現にも転用されるようになったものと考えられる。なお NY にある法界語自在曼荼羅の四摂も同様のスタイルをとり、VA にはそれらの歩行法についての説明もある¹⁶⁾。

V. 以上、KS 所説の金剛界曼荼羅について、本尊瑜伽を中心に考察した。とくにこれまで不明であった四摂の忿怒尊に触れている点は注目される。Ānandagarbha もこれらの歩行法に触れてはいるが、四摂と明確に結びつけるにはいたっていないようである。この点については稿を改めて論じたい。

- 1) 以下 KS の § 番号は拙稿「Kriyāsamgraha の本尊瑜伽—梵文テキスト」(『高野山大学密教文化研究所紀要』4, 5, 7) に付した文段を示す。 2) Ota no. 3333, Zi fol. 128a. 3) Bhattacharyya ed., text p. 47. 4) Ota no. 113, Ña fol. 223a. 5) Ota no. 3339, Śi fol. 13a. 6) 堀内校訂梵本 §1647. 7) Ota no. 3339, Śi fol. 35a. 8) cf. 拙稿「中国における『金剛頂経』伝承」(『高野山大学密教文化研究所紀要』8)。 9) Ota no. 3333, Zi fol. 114b. これについては杉木恒彦氏(東京大学院)から御指摘を受けた。 10) Ota no. 3339, Śi fol. 37a, および Ota no. 3333, Zi fol. 130b. 11) Ota no. 117. 12) cf. 塚本佳道「タボ寺の金剛界立体曼荼羅」(『密教学研究』15)。 13) cf. 松長恵史「インドネシアの金剛界曼荼羅」(『密教図像』13)。 14) Ota no. 3354, Śi fol. 333a. 15) Ota no. 3333, Zi fols. 298b, 299a. 16) cf. 森雅秀「『完成せるヨーガの環』(Niṣpannayogāvalī) 第21章「法界語自在マンダラ」訳およびテキスト」(『国立民族学博物館研究報告別冊』7)。

本稿は平成7年度文部省科学研究費補助金(一般研究C)による研究成果の一部である。

〈キーワード〉 Kriyāsamgraha, 金剛界曼荼羅, Vajrodaya

(高野山大学助教授)